

未更新により失効した免許状の再授与申請を行う際の提出書類

授与申請区分	ア 授与（検定）願 履歴書 誓約書	証明書				カ 基礎資 格を証 明する 書類又 は基礎 免許状	キ 介護等 体験実 施の証 明書	ク 戸籍抄 本又は 婚姻届 受理証 明書	ケ 未更新 により 失効し た免許 状の原 本	コ 修了確 認期限 当時の 在職証 明書	サ 使用料 (手数料)納入 票及び 返信用 封筒
		イ 卒業	ウ 学力	エ 人物	オ 実務						
大学等で基礎資格と単位を修得する場合 別表第1【幼稚園教諭・小学校教諭・中学校教諭・高等学校教諭・ 特別支援学校教諭】 別表第2（2種口を除く）【養護教諭】 別表第2-2【栄養教諭】	○	○※	○※		○※	○	○※	○	○	○	○
保健師免許を活用して、養護教諭2種免許状を取得する場合 別表第2（2種口）	○		○※			○		○	○	○	○
所有する教員免許状より上級の免許状を取得する場合 別表第3【幼稚園教諭・小学校教諭・中学校教諭・高等学校教諭】 別表第6【養護教諭】 別表第6-2【栄養教諭】 別表第7【特別支援学校教諭】 所有する教員免許状と隣接する校種の免許状を取得する場合 別表第8【幼稚園教諭・小学校教諭・中学校教諭・高等学校教諭】 職業実習や看護実習等を担任する教諭の免許状を取得する場合 別表第5・附則第9項【中学校教諭・高等学校教諭】	○		○	○	○※	○		○	○	○	○
所有する中学校又は高等学校教諭普通免許状の教科とは別の 教科の免許状を取得する場合 別表4	○		○			○		○	○	○	○
学校栄養職員の勤務経験を活用して栄養教諭免許状を取得する 場合 附則第17項	○		○	○	○※	○		○	○	○	○
保育士資格から幼稚園教諭の免許状を取得する場合 附則第18項	○		○	○	○※	○		○	○	○	○
特別支援学校教諭免許状において領域を追加する場合 法第5条の2第3項	○		○	○	○※	○		○	○	○	○

- ・未更新により失効した免許状が本県において授与されている場合、上記提出書類のうち※の書類については提出不要です。
- ・上記書類のうちア、エ、オ、コ、サ(使用料(手数料)納入票)の様式は、当方(教職員課)窓口又はメールにて依頼し、取り寄せたものを使用してください。
- ・ご不明な点がある場合は、ご自身で判断せずにご自身で判断せずに下記へお問い合わせください。

【備考】

- 1 別表第1、別表第2（2種口を除く）、別表第2の2における「オ 実務に関する証明書」は勤務経験により教育実習の単位を他の単位に振り替える場合のみ提出すること。
- 2 別表第2（2種口）における「ウ 学力に関する証明書」とは 免許法施行規則第66条の6に定める科目（「日本国憲法」、「体育」、「外国語コミュニケーション」、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作」）をそれぞれ2単位以上修得していることを証明した単位修得証明書又は成績証明書を指す。
- 3 「カ 基礎資格を証明する書類」とは下記のことを指す。
 - ・別表第1、第2（2種口を除く）による取得の場合
 - ① 専修、1種免許状出願者で、既に同校種・同教科の1種、2種免許状を有している場合は、当該1種、2種免許状の写し
 - ② 特別支援学校教諭普通免許状を取得する場合は、既に取得している他校種の普通免許状の写し
 - ③ 保健師又は看護師の免許証を有し、養護教諭普通免許状を出願する場合は、保健師又は看護師の免許証の写し
 - ・別表第2（2種口）による取得の場合：保健師免許証の写し
 - ・別表第2の2による取得の場合
 - ① 専修免許状を取得する場合は、管理栄養士の免許証の写し
 - ② 1種免許状を取得する場合は、管理栄養士の免許証の写し又は栄養士の免許証の写し及び管理栄養士養成施設の課程修了証明書（管理栄養士学校指定規則別表第1に掲げる教育内容に係る科目の修得単位が分かるもの）
 - ③ 2種免許状を取得する場合は、栄養士の免許証の写し
 - ・別表第3において、免許法施行規則第11条の表備考3号適用の場合：大学に3年以上在学したことの証明書又は学部卒業証明書
 - ・別表第5において、高等学校教諭1種免許状を取得する場合：当該基礎資格に係る最終学校の卒業証明書（免許法附則第9項表中の(イ)(ロ)(ハ)(ニ)に掲げる学校）
 - ・別表第6の2備考に該当する場合：管理栄養士免許証の写し
 - ・附則第17項で栄養教諭1種免許状を取得する場合：管理栄養士の免許証の写し又は管理栄養士養成施設の課程修了証明書の原本及び栄養士免許証の写し
 - ・附則第17項で栄養教諭2種免許状を取得する場合：栄養士免許証の写し
 - ・附則第18項で幼稚園教諭1種免許状を取得する場合：保育士証の写し及び学士の学位を有することの証明書
 - ・附則第18項で幼稚園教諭2種免許状を取得する場合：保育士証の写し
- 4 「キ 介護等体験実施の証明書」は小学校、中学校教諭普通免許状出願者のみ提出すること。
- 5 「ク 戸籍抄本又は婚姻届受理証明書」は、再授与申請時の氏名・本籍地がその他提出書類に記載されている氏名・本籍地と異なる場合のみ提出すること。
- 6 「ケ 未更新により失効した免許状」について
 - ・当該免許状が新免許状である場合はその写しの提出でも可。
 - ・未更新により失効した免許状を提出できない場合（写しを提出した場合を除く）は、授与証明書又は公的身分証明書の写し提出を求める。
 - ・公的身分証明書の写しを提出する場合は、顔写真付きの身分証明書（運転免許状、マイナンバーカード等）1点又は、顔写真のない身分証明書（健康保険証、国民年金手帳等）2点を提出すること。
- 7 「コ 修了確認期限当時の在職証明書」について、未更新により失効した免許状が旧免許状であり、修了確認期限時に勤務や大学等に在籍していた場合は、勤務、在籍先の在職（在籍）証明書を提出すること。ただし、石川県立学校、石川県内市町立小中学校の教員である場合は提出不要。
- 8 「サ 使用料（手数料）納入票」には、出願免許状1枚につき、所定の使用料（手数料）分の石川県証紙（北國銀行で取扱）を貼り付けること。返信用封筒は免許状の郵送を希望する場合のみ提出すること。（角形2号の返信用封筒に返信先の宛先を明記し、切手460円分を貼り付けて同封すること）